

会員・準会員 各位

平成30年 6月

日本公認会計士協会
総務担当常務理事

会則等の一部変更について

第52回定期総会の審議事項として、同封議案書のとおり会則及び規則の一部変更案を上程することといたしました。

今回の会則及び規則の一部変更は、第2号議案から第9号議案までのとおりとなっております。審議の参考に供するため、提案の背景、趣旨等について説明させていただきます。

総会議決権行使における電子的方法の導入に係る会則の一部変更

現行、総会の招集通知や委任状による議決権行使は書面により行うこととしております。公認会計士業務の国際化・多様化に伴い海外に在留する会員等が増加している状況の中、こうした会員等の議決権行使の機会を充実させるとともに、運営コストの削減を図るためには、現行の書面による運用を見直す必要があります。そこで、昨今のインターネットの普及状況を踏まえ、総会の議決権行使について電子的方法を導入することとし、次のとおり会則に所要の変更を行うことといたしました。

1. 委任状により議決権を行使する会員等は、本会が定める電子的方法により委任状を提出しなければならないことといたしました。(第79条関係)
2. 書面で行うこととしている招集通知について、電子的方法によることができることといたしました。(第73条関係)
変更後の制度は、平成31年以降に招集する総会から適用することとします。なお、上記1については、インターネット環境の利用が困難な場合があることを考慮し、経過措置として、理事会が定める日までの間は、会員等の意思表示により、従前の書面による方法により行うことができることとしております。

役員選挙の投票における電子的方法の導入及び選挙運動の見直しに係る役員選出規則の一部変更

1. 投票における電子的方法導入関係
役員選挙は書面投票により行うこととしていますが、上記と同様の趣旨により、役員選挙の投票についても電子的方法を導入することとし、関連規定に所要の変更を行うことと

いたしました。(第15条～第20条関係)

あわせて、代替選挙等についても電子的方法を導入することとし、所要の変更を行っております。(第60条・第62条・第71条関係)

2. 選挙運動の見直し関係

(1) 文書による選挙運動

文書による選挙運動は、郵便はがきにより行うこととしていますが、候補者の経済的負担及び受け手側の受領の負担の軽減を図るため、郵便はがきによる選挙運動を廃止し、次の方法を導入することといたしました。(第38条関係)

候補者の希望により、本会が会員に付与しているメールアドレス宛に候補者の意見を掲載した電子メールを発信する方法

会員のみ閲覧可能なウェブサイトにてテキスト、動画等の電子データを掲出する方法

なお、インターネット環境の利用が困難な場合があることを考慮し、書面による選挙広報は維持することとしております。

(2) 言論による選挙運動

現行において何ら制約のない言論による選挙運動のうち、電話及び事務所等への訪問について、選挙の公正を確保するための適正な規制を行うこととし、規定上明記することといたしました。具体的には、選挙運動の目的での電話又は事務所等(自宅を除きます。)への訪問は、候補者に限り行うことができることとしております。

(第39条関係)

3. その他

変更後の制度は、平成31年の定期総会の終了の時以後に

就任する役員の選出について適用することとします。なお、上記1については、上記と同様、経過措置として、理事会が定める日までの間は、会員の意思表示により、従前の書面による方法により行うことができることとしております。

専務理事の任期に係る会則の一部変更

現行の専務理事の任期は3年固定であり、専務理事制度導入時の就任日（平成19年7月4日）を起点として3年ごとに交代する運用となっております。

そのため、定期総会の開催日によっては、その直前に任期が満了することもあり、在任中の事業年度に係る定期総会までその職務を全うすることができない場合が想定されます。

また、現状、任期が同じく3年である他の役員と交代期が重なっていますが、交代期の調整を図るために3年より短い任期を設定することができず、専務理事制度の導入目的の一つである会務の継続性が十分に確保できません。

こうしたことに対応するため、就任後第3回目の定期総会の終了の時を上限として、その任用ごとに任期を柔軟に設定することが可能となるよう変更を行うことといたしました。（第91条関係）

実務補習協議会の組織の変更に係る会則の一部変更

実務補習協議会の委員は、各実務補習所の所長及び各実務補習所運営委員会の正副委員長をもって充てることとしていますが、当初の想定よりも委員数が増加したことから、より深度ある議論を行うための体制の整備のため、その構成を変更することといたしました。具体的には、現行委員に充てることとしていた上記の者のうちから会長が指名する者をもって充てることとし、また、必要に応じて学識経験者に委員を委嘱することができることといたしました。（第146条関係）

委員会規則の一部変更

常置委員会及び出版局に設置されている委員会（機関誌編集委員会、出版委員会）の運営等の見直しを行った結果、常置委員会の名称と合わせて、機関誌編集委員会の名称を機関誌編集委員会に改めることといたしました。（第30条の2関係）

倫理規則の一部変更

国際会計士連盟（International Federation of Accountants）（以下「IFAC」といいます。）における国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants）（以下「IESBA」といいます。）が策定している、Code of Ethics for Professional

Accountants（以下「IESBA 倫理規程」といいます。）が、平成28年7月に改訂され、違法行為への対応に関する規定が新設されました。

IFACの加盟団体は、「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント（Statements of Membership Obligations）4」により、原則として、IESBAの規定よりも緩やかな基準を適用してはならないとされており、本会はIFACに加盟しており、現在の「倫理規則（注解を含みます。以下同じ。）」や「独立性に関する指針」等は、IESBA 倫理規程を基に、我が国の公認会計士法等の法令や、我が国に以前から存在した倫理関係の規定等を考慮して策定されております。

したがって、IESBA 倫理規程の改訂を踏まえ、本会の倫理規則について変更を行うものです。

主な変更の内容は、以下のとおりです。

1. 違法行為への対応に関する規定の新設

会計事務所等所属の会員が、専門業務を実施する過程で違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応について規定を新設いたしました。（第19条の2関係）

規則化に当たっては、倫理規則において詳細に記載を行うと規則が読みづらくなる点を考慮し、倫理規則のボリュームを抑え、理解しやすくするために、倫理規則では、「会計事務所等所属の会員は、依頼人に対する専門業務の実施において、違法行為又はその疑いに気付いた場合には、別に定める「違法行為への対応に関する指針」に従って、職業的専門家として対応しなければならない。」との全般的な拘束性のある要求事項と指針への委任規定のみを設けることといたしました。

詳細なガイダンスは、違法行為への対応に係る取扱いを定めた指針として「違法行為への対応に関する指針」（細則相当）を新設しております。なお、本指針の新設に伴い、倫理規則の別表にある「職業倫理の規範体系」に「違法行為への対応に関する指針」を追加し、全体の体系を説明しています。

2. 守秘義務に関する規定の整理

守秘義務が解除される正当な理由について、規定の整理を行いました。（第6条第8項関係）

3. その他

上記のほか、違法行為への対応に関する規定を新設したことに伴い、整合を図るため、関連する規定を改正しております。

品質管理委員会規則の一部変更

1. 品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示

監査の品質及び透明性の向上に資するための社会への情報提供の充実の観点から、監査事務所が、自己の品質管理の

システムの整備・運用状況の概要を説明するために、品質管理レビュー結果の概要を自主的に第三者に開示することができる旨を定めることといたしました。なお、品質管理レビュー結果の概要として開示する事項、開示の方法その他開示に関し必要な事項は細則で定めることとしております。（第5条の3関係）

2. その他

レビュー報告書、改善勧告書及び改善計画書の第三者への例外的な開示について、品質管理委員会が、監査事務所からの様々な理由に基づく開示の申請に適時かつ柔軟に対応することができるよう、その要件を見直すことといたしました。（第5条の2関係）

法定監査関係書類等提出規則の一部変更

1. 保証業務等に係る実施報告書の提出

現状、実施状況の報告を受けていない保証業務及び合意された手続業務について、新たに実施報告書の提出を求めることといたしました。対象業務は、法令に定めがあり、かつ、公認会計士又は監査法人のみが行うことができる業務のうち、細則で定めるものとしております。（第4条関係）

2. 規則全体の整理

所要の字句の整理を行うほか、制度運用の機動性及び規定間の整合性の確保ため、規則全体について次のとおり整理することといたしました。

- (1) 既に監査実施報告書の提出対象とされている会社法監査及び別表に掲げる会社法監査以外の監査について、上記1と同様に、規則には対象業務の枠組み（法令に定めがあり、かつ、公認会計士又は監査法人のみが行うことができる業務）を規定し、個別の対象業務については細則に委任することといたしました。これに伴い、個別の対象業務に係る規定を削っております。（第4条関係、現行第3条・第4条・別表削除関係）
- (2) 本規則の規定による書類の提出等に係る細目（提出期限、記載事項等）については細則に委任することとし、当該委任事項に係る規定を削ることといたしました。（第2条～第6条関係、現行第3条・第4条削除関係）

以 上